

簡易型プロポーザル方式開催に伴う実施要領

1. 事業件名

武蔵小山創業支援センター運営業務委託

2. 目的

商業・サービス業分野における創業を支援するための事務室や会議室および試験的な物品販売を行なえる店舗を貸し出すとともに、入居者に対して経営に関する指導、助言等を行なう専門相談員を配置し、ハード・ソフト両面での支援を行なう。

また、武蔵小山駅前かつ商店街という立地を活かし、荏原地区の商店街活動等の支援拠点とし品川区の産業発展のための支援活動を行なう。

3. 業務概要

[業務内容]

(1) インキュベーションマネージャー業務委託

受託者は、武蔵小山創業支援センターにおいて、入居者、使用者（以下「入居者等」という。）および区民等に対して下記事項およびその他必要な支援等を行なう。

開設に向けての事前準備

入居者等に対するビジネスプランの評価、改善に関するアドバイスおよび経営に関する指導・助言

創業セミナー、起業講座など創業に関する学習の場の提供

荏原地区の商店街活動等の支援拠点としての機能の充実

地域、近隣商店街等との連携および交流

武蔵小山創業支援センターのホームページ構築および維持管理と施設のPR

その他、インキュベーションマネージャーとして施設運営に必要な業務

(2) 武蔵小山創業支援センター受付業務委託

来館者の案内

入居者等の使用料金計算および収納

会議室使用申請の受付

施設使用状況等の把握、集計

その他、受付に必要な業務

[施設概要]

(1) 所在地 品川区小山3丁目27番5号

(2) 施設構成

1階 販売コーナー（通称：チャレンジショップ） 3室

2～3階 認証保育所

4階 管理事務所（受付・インキュベーションマネージャー事務所）

相談・商談コーナーおよび創業支援情報コーナー

武蔵小山行政サービスコーナー（住民票等の発行等）

5階 会議室 3室

6階 常時入居型企業支援施設（通称：オフィス） 8室

（3）開設予定 平成22年8月上旬

[履行場所]

区指定場所

[履行期間]

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

[予算額]

¥31,321,000.-（予定）

4. 実施方法

公募型

5. 参加事業者求められる条件、資格等

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。

（2）品川区工事請負業者指名停止基準（昭和55年10月22日区長決定）による指名停止期間中でないこと。

（3）武蔵小山創業支援センターの設置目的を達成するために、施設運営を円滑かつ安定して実施できること。

（4）平成22年4月1日までに、2年以上のインキュベーションマネジメントの実務経験を有する人員を確保できること。

（5）品川区への競争入札参加申込資格がない事業者が申込をする場合は、参加申込の際に、次に掲げる書類を併せて提出するものとする。

履歴事項全部証明書（登記簿謄本の写し） 発行後3か月以内のもの（法人の場合に限る。）

履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本の写し） 発行後3か月以内のもの（個人で商号を用いる場合に限る。）

身分証明書 本籍地の区市町村長が発行するもので、発行後3か月以内のもの（個人で商号を用いないで営業している場合に限る。）

財務諸表 貸借対照表および損益計算書（直前決算のものに限る。）

法人事業税の納税証明書 発行後3か月以内のもの（法人の場合に限る。）

納税証明書その1（法人税） 発行後3か月以内のもの（法人の場合に限る。）

納税証明書その1（申告所得税） 発行後3か月以内のもの（個人の場合に限る。）

納税証明書その1（消費税および地方消費税） 発行後3か月以内のもの

* から までの書類については、各税目における完納を証明するものに限る。

6. 提案書および財務書類に関する事項
別紙「提案条件説明書」のとおり

7. 選考方法

本件に係る事業者の選考は、品川区簡易型プロポーザル方式実施要綱に基づき、以下のとおり実施する。

(1) 選考

区は、本件に係る「提案書類」および「提案説明（プレゼンおよびヒアリング）」などの内容を評価し、業務の遂行に最も適した提案を行った事業者を選定する。

選考方法

選考は2段階方式で実施。選考方法の詳細は区職員で構成の審査会が決定する。

・第1次選考（書類選考）

提案書類を評価し、第1次選考通過事業者6社を選定する。提案書類の提出が6社に満たないときは、全事業者を第2次選考の対象とする。

・第2次選考

第1次選考を通過した事業者に対して、提案書類に基づきプレゼンテーションおよびヒアリングを実施する。

・請負事業者の特定

審査会の結果通知を受領後、選定会議において請負事業者の特定を行う。

*なお、提案書類を提出した事業者が1者のみの場合にも、上記選考方法により、当該事業者の選定の可否を決定する。

*予算額を上回った場合は採用しない。

選定会議（委員構成等）

選定会議は、本件請負者の特定を所掌とし、以下の者で構成する。

委員長 地域振興事業部長

委員 企画部参事(企画財政課長事務取扱)、ものづくり・経営支援課長
地域活動課長、商業・観光課長

審査会（委員構成、審査基準、審査方法等）

審査会は、提案内容の審査を所掌とし、以下の者で構成する。

委員長 ものづくり・経営支援課長

委員 企画部参事（企画財政課長事務取扱）、地域活動課長
商業・観光課長、ものづくり・経営支援課経営支援係長

(2) 審査基準

審査会は、提出書類および提案内容を、主に以下の視点から評価する。

事業実績、能力、経験 企画内容

区の考え方の理解度および提案内容の実効性

スタッフ体制 経費 経営状況

8 . 各種日程（説明会、提案書提出期限、ヒアリング、結果発表等）

- | | |
|------------------|----------------------------|
| （ 1 ）説明会 | 平成 2 2 年 1 月 8 日 |
| （ 2 ）質問受付期限 | 平成 2 2 年 1 月 1 4 日午後 4 時 |
| （ 3 ）財務書類等提出期限 | 平成 2 2 年 1 月 1 8 日午後 4 時 |
| （ 4 ）質問回答期限 | 平成 2 2 年 1 月 1 8 日 |
| （ 5 ）提案書提出期限 | 平成 2 2 年 1 月 2 7 日午後 4 時 |
| （ 6 ）第 1 次選考 | 平成 2 2 年 1 月 2 8 日 |
| （ 7 ）第 1 次選考結果通知 | 平成 2 2 年 1 月 2 9 日 |
| （ 8 ）第 2 次選考 | 平成 2 2 年 2 月 3 日 |
| （ 9 ）審査会 | 平成 2 2 年 2 月 3 日（ヒアリング終了後） |
| （ 10 ）選定会議 | 平成 2 2 年 2 月 4 日 |
| （ 11 ）結果発表 | 平成 2 2 年 2 月 1 5 日（予定） |

9 . 提案書に関する事項

- （ 1 ）書式等 A4 サイズとし、書式は自由。枚数については特に指定はしないが、簡潔明瞭に記述すること。
- （ 2 ）提出部数 1 0 部
- （ 3 ）提出方法 ものづくり・経営支援課へ持参すること。

1 0 . 提出された提案書等および財務書類等の取扱い

- （ 1 ）提出物については、返却しない。
- （ 2 ）提出物については、目的外には使用しない。

1 1 . その他

- （ 1 ）参加申込
 - 必要書類 簡易型プロポーザル方式（公募型）参加申込書（別紙のとおり）
 - 提出方法 ものづくり・経営支援課へ申込書を持参または郵送すること。
 - 提出期限 平成 2 1 年 1 2 月 2 8 日午後 4 時（必着）
- （ 2 ）プロポーザル参加にかかる必要な経費は事業者の負担とする。
- （ 3 ）提出物の虚偽記載が判明した場合には、提案書を無効とする。

1 2 . 提出先および問い合わせ先

〒 1 4 1 - 0 0 3 8

品川区西品川 1 - 2 8 - 3 品川区立中小企業センター 2 階

品川区地域振興事業部ものづくり・経営支援課経営支援係 担当 多田・松本

電話 0 3 - 5 4 9 8 - 6 3 3 4 FAX 0 3 - 5 4 9 8 - 6 3 3 8

E メール mono-keiei@city.shinagawa.tokyo.jp